

公益社団法人 江東西法人会 源泉部会会則

(名 称)

第1条 この規程は、公益社団法人江東西法人会（以下「本会」という。）源泉部会（以下「本部会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本部会は、事務所を本会事務局に置く。

(目 的)

第3条 本部会は、本会部会運営規程第3条の規定に基づき、源泉徴収義務者として必要な法令及び通達並びに取扱いの研修を行い、適正な計算と納税を図り、優良な源泉徴収義務者として税務行政に協力することを目的とする。

(事 業)

第4条 本部会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本会の行う各種行事への参画及び推進
- (2) 源泉所得税に関する法令及び通達並びに取扱い等研修会の開催
- (3) 部会員相互の啓発と親睦を図るための行事
- (4) その他、本部会の目的達成に必要な事業

(部会員)

第5条 本部会の部会員は、本会の会員企業に所属する、経営者及び幹部等とする。

(役 員)

第6条 本部会には、部会長・副部会長のほか、次の役員を置く。

- (1) 運営委員 10名以内
- (2) 監 事 若干名

2 役員は、部会員会議「事業報告会（総会）」において、部会員の中から選任する。

(顧 問)

第7条 本部会には、顧問若干名を置くことができる。顧問は、正副部会長会議の推薦により、部会長がこれを委嘱する。

(負担金)

第8条 部会員は、本部会の運営に充てるため、毎年度5,000円の負担金を支払わなければならない。

ただし、中途入会の場合の負担金額は、入会日の属する月の翌月から年度末までの月数に応じ、1月当たり420円の月割りとする。

2 部会長は、必要に応じて臨時の負担金を徴収できるものとする。

(改 廃)

第9条 この会則を改廃するときは、本会理事会の承認を得なければならない。

附 則

この会則は、平成27年6月1日から施行する。